

香芝市告示第33号

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）第18条の2第1項の規定により、下記に定める者が行うべき地方税法及び香芝市税条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについて、その期限を下記に定める期日まで延長するため、香芝市税条例第18条の2第2項の規定により告示する。

令和6年3月25日

香芝市長 福岡 憲宏

記

対象者
富山県若しくは石川県に住所を有し又は所在する納税者、特別徴収義務者で当該期限の延長につき申出があった者

期日
別途市長が定める期日